介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費支給対象サービス利用者負担額 サービスに要した費用の原則1割 月額負担上限額については、各市町村長が定めた額

	は、各市町村長が定めた額		
サービスの種類	ご利用額		
就労継続支援A型事業	・利用料 ・福祉専門職員配置 ・賃金向上達成指導員配置 ・欠席時対応 ・初期 ・利用者負担上限額管理 ・食事提供体制 ※下記については令和6年4月から令和6年 ・福祉・介護職員等特定処遇改善 ・福祉・介護職員等ベースアップ等支援 ※下記については令和6年6月から ・福祉・介護職員等処遇改善 ・福祉・介護職員等の遇改善	総利用額の5.7% 総利用額の1.7%	
就労継続支援B型事業	・利用料 ・福祉専門職員配置 ・目標工賃達成指導員配置 ・目標工賃達成 ・欠席時対応 ・初期 ・利用者負担上限額管理 ・食事提供体制 ・送迎 ※下記については令和6年4月から令和6年4 ・福祉・介護職員処遇改善 ・福祉・介護職員等特定処遇改善 ・福祉・介護職員等ベースアップ等支援 ※下記については令和6年6月から ・福祉・介護職員等処遇改善 ・福祉・介護職員等処遇改善	600円/1日あたり 15円/1日あたり 40円/1日あたり 10円/1日あたり 94円/月4回まり 30円/1日あたり 30円/1日あたり 30円/1日あたり 21円/1回あたり 年5月まで 総利用額の5.4% 総利用額の1.7%	
生活介護事業	・区分5 ・区分4 ・区分3 ・区分2 ・人員配置(全区分) ・福祉専門職員配置(I)(全区分) ・福祉専門職員配置(Ⅲ)(全区分) ・福祉専門職員配置(Ⅲ)(全区分)	94円/月4回まで 30円/1日あたり 150円/1月あたり 30円/1日あたり 49円/1回あたり 80円/1日あたり 80円/1日あたり に 総利用額の4.4% 総利用額の1.4%	